

# 平成29年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成29年11月14日(火)

【開会】 14時00分

【閉会】 16時34分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

## 【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

## 【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

文化財課長 服部 隆博

健康給食推進室担当課長 田中 道人

文化財課担当係長 井汲 真佐子

健康給食推進室課長補佐 二瓶 裕児

指導課担当課長 佐藤 俊司

教育環境整備推進室担当課長 渡辺 雅彦

指導課指導主事 吉澤 晋

教育環境整備推進室担当係長 高橋 菜摘

健康給食推進室担当課長 古俣 和明

教職員人事課担当課長 金子 清

健康給食推進室担当係長 亀村 豊

健康給食推進室担当課長 北村 恵子

健康給食推進室担当係長 川上 克哉

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

## 【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

## 2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 4名）

【渡邊教育長】

傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可します。

## 4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、議案第57号、議案第58号及び議案第59号は、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、議案第60号及び議案第61号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、議案第57号、議案第58号及び議案第59号につきましては、議会での提案後は公開しても支障がないため、また、議案第60号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 5 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、濱谷委員と前田委員にお願いいたします。

## 6 報告事項 I

報告事項 No. 1 陳情第2号（「登下校メール配信システム」の導入について）の報告について

【渡邊教育長】

それではまず、報告事項に入ります。

「報告事項 No. 1 陳情第2号（『登下校メール配信システム』の導入について）の報告について」、この説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

教育委員会宛の陳情を受け付けましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー陳情第2号読上げー

本日の教育委員会では、陳情の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、陳情者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御協議をいただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のおりの説明をいただきました。

ただいま報告がありました、陳情第2号の取扱いについてでございますが、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、次に、陳情の意見陳述についてでございますけれども、これを認めることとし、その時間につきましては、10分程度ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、御了承いただきましたので、そのように決定させていただきます。

## 報告事項 No. 2 川崎市地域文化財顕彰制度の創設について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項 No. 2 川崎市地域文化財顕彰制度の創設について」でございます。説明を文化財課長にお願いします。

【服部文化財課長】

「報告事項 No. 2 川崎市地域文化財顕彰制度の創設について」、御説明いたします。

はじめに、1ページ左の、川崎市地域文化財顕彰制度の基本的な考え方をごらんください。

まず、本市の文化財の状況でございますが、これまで、文化財の保護活用は、文化財保護法や神奈川県文化財保護条例、川崎市文化財保護条例によって、国・県・市のそれぞれの範囲において重要な文化財を指定・登録等をして行ってまいりました。

右側の、川崎市域の文化財の図にもございますように、これらの指定・登録等をされ、保護対象となっている文化財は、市内に所在する文化財のごく一部でございます。指定・登録されていない文化財、未指定文化財が市内には数多くあります。

左の②にお戻りください。例えば、歴史的景観を構成する古社寺や、土蔵などの建造物、古文書、地域で守られてきた道標や石仏などの石造物、地域で継承されてきた祭りや囃子・神楽など、その多くが私たちの身近にある文化財です。

次に、本市の文化財保護活用施策の課題でございますが、市内に数多くある未指定文化財につきましては、現行の保護制度の範囲外にあるため、多くが滅失の危機に瀕しております。

また、文化的景観や伝統的建造物群など、地域づくりと一体となった文化財保護活用の推進が求められています。

さらに、文化財の価値が多くの人々に理解され、市民の誇りとして継承されていくために、身近な未指定文化財の価値を顕在化していく必要がございます。

このような課題認識から、平成26年3月策定の、川崎市文化財保護活用計画では、指定・登録されていない文化財の保護活用を図るための具体的な取り組みとして、(仮称)川崎市文化財認定制度の創設の検討を位置づけております。

こうした状況を踏まえまして、文化財指定制度を補完する新たな制度として、川崎市地域文化財顕彰制度の要綱設置による創設の準備を進めているところでございます。

なお、右側中央の、国の動向にもございますように、平成29年5月19日付けで、文部科学大臣から文化審議会に、文化財保護制度のあり方について、包括的な検討を求める諮問があり、平成30年1月には、14年ぶりの文化財保護法改正法案が国会に提出される見込みとなっております。

文化審議会の中間まとめでは、地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、関係者が協力して、総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要とされており、国としても、未指定の文化財を把握し、活用することについて、対策を講じる方向が示されてきております。

それでは、川崎市地域文化財顕彰制度の概要について御説明申し上げます。

2ページ上段の表をごらんください。まず趣旨でございますが、市民生活・文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与するものでございます。

要点としましては、保護・規制・助成が中心の従来の指定制度と異なり、顕彰・記録を一義的な目的としているところでございます。

次に、対象でございますが、市民生活・文化や、地域風土に根ざした有形・無形の所産が対象で、法令・条例による指定・登録等がされているものを除きます。要点としましては、学術的根拠や、根拠資料のない伝承地などは対象としてはいませんが、優品であることや価値の高いことを要件とせず、幅広く未指定の文化財に光を当てようとするところでございます。

次に、候補の選出でございますが、市民団体等からの推薦によるもの、各区役所からの推薦によるもの、川崎市文化財審議会委員の推薦にもものとしております。要点としましては、推薦する文化財の管理や活用にかかわりのある団体等と各区役所を推薦者とするところにありまして、個人からの推薦は不可としております。個人が持っている骨とうなど、川崎市の歴史文化や地域風土と直接のつながりのないものは本制度になじまないということがその理由でございますが、古文書など、個人所有のものであっても地域文化財にふさわしいものを個人が推薦した場合は、文化財課に御相談くださるよう御案内することを考えております。また、候補文化財は、推薦期間を設けてチラシ・ホームページ等で広報し、広く推薦を募る予定でございます。

次に、決定方法でございますが、地域文化財の決定は教育長が行い、証書を交付いたします。また、地域文化財の決定にあたっては、川崎市文化財審議会の意見を聞くことといたします。要点といたしましては、文化財審議会からの意見聴取することで、歴史的・学術的意義を確認するとともに、庁内連絡会議である、文化財保護活用推進会議をとおして、区役所、まちづくり局等と調整・連携し、顕彰制度を運用してまいります。

次に、市の役割でございますが、地域文化財台帳への登載、ホームページや普及パンフレットなどによる周知、地域文化財の管理や現状変更等への指導助言、必要に応じて保存状況調査の実施などがございます。

要点としましては、補助金等の金銭的な助成はありませんが、顕彰・周知により地域文化財に

光をあてるとともに、調査・記録の実施と、所有者・管理者への積極的な指導助言により、地域文化財の保護活用を図っていこうとするものでございます。

所有者の役割としましては、地域文化財の管理や所有者変更、滅失棄損や現状変更等の届出などで、要点としましては、承認を必要とする行為の制限は設けなくて、緩やかな取り扱いになっているところでございます。

次に、資料右上の地域文化財顕彰制度に期待される効果についてでございますが、1点目に、従来の指定制度の対象外である文化財を市が幅広く把握することによって、滅失・棄損の予防、地域文化財台帳に基づく発災時の状況確認等の実施、滅失を避けられない文化財の記録保存が可能になることでございます。

2点目に、未指定文化財に光があたり、その価値が顕在化することで、市民の文化財への理解が促進されることでございます。

3点目に、未指定文化財が周知され、位置づけが明確化することにより、地域づくりへの利活用や、文化財保護利活用団体の活動が活性化するところでございます。

最後に、制度設置までのスケジュールでございますが、資料下段をごらんください。

平成29年12月に川崎市地域文化財顕彰制度要綱を設置し、第1回川崎市地域文化財の候補募集に向けて、関係団体等への制度説明や、広報資料の作成などの準備を進めてまいります。地域文化財の推薦募集は、平成30年3月1日から5月31日を予定しており、文化財審議会、文化財保護活用計画推進会議を経て、平成30年11月を目途に、第1回決定を公表し、教育委員会で報告させていただく予定でございます。

なお、3ページから14ページは、川崎市地域文化財制度要綱の案でございます。その他、参考資料1、文化財の体系図、参考資料2、川崎市文化財保護条例、参考資料3、川崎市所在指定文化財等一覧表を添付してございますので、お目通しいただければと存じます。

説明は以上でございます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

#### 【中村委員】

とてもすてきな取組だと思います。滅失の危機を避けられるんじゃないかと思えますし、そういう可能性があるものを指定文化財にして、記録保存できるかもしれません。いいと思うんですが、一つお伺いしたいのが、これ「第1回地域文化財候補募集開始」ということですが、毎年やっていく形ですよ。

#### 【服部文化財課長】

そのように考えております。

#### 【中村委員】

毎年やって、だんだん増えていくと思うんですけども、活用については、どういう形でしていく予定でございますか。

一応、まずは記録化っていうのが第一目的だと思うんですけども。

**【服部文化財課長】**

まず、活用についてでございますけれども、学校教育への活用といたしましては、こちらの地域文化財についてホームページですとか、あとは普及パンフレットをつくる予定で、周知化を図ってまいりますけれども、決定後につきましては、総合教育センターカリキュラムセンターさんですとか、そうしたところと連携をしながら、先生方が授業で使っていただきやすいような、そういう教材としての工夫ですとか、また、児童・生徒が学習、地域の学習して地域の文化財がこんなに身近にたくさんあるんだっていうことが知ってもらえるような、そういう工夫をしていきたいというふうには考えています。

あとは、各区役所等でも活用していただけるような、そんな仕方を各区役所でも御相談をしながら進めてまいりたいと思っています。

以上です。

**【吉崎教育長職務代理者】**

私も活用についてなんですけれども、学校で地域学習とか、総合系学習のときに使えるんじゃないかと思うんですが、パンフレットだけつくるのではなくて、今の時代ですから、データですとか、ネット上で検索するとか、調べ学習を子どもがするのに、これを参考にするとか、何か今の時代に合うような形で子どもたちが地域学習や、その他伝統文化について学ぶときのよい資料になるような、ちょっと工夫が必要かなというふうな、気はするんですね。

つい、何かパンフレットつくって終わっちゃうと、子どもにとって、調べ学習のときに適しているかどうかという、ちょっと気がしますので、何かアイデアがございますか。

**【服部文化財課長】**

おっしゃるとおりかと存じますので、例えば先ほどごらんをいただきました、参考資料の3にございます、川崎市内所在指定文化財等一覧がございますが、こちらにつきましては、教育委員会のホームページに、アップをいたしまして、どなたでもごらんいただけるようにしてございます。

また、こういうデータベースだけではなくて、指定文化財等を解説したページも合わせてアップしておりますので、双方をごらんいただきながら、理解を深めていただくっていうことはできるようにしておりますので、今回のこの地域文化財につきましても、同様な手法は講じていきたいと思っておりますし、また、先ほど申し上げましたような形で、まずは子どもたちに伝えていただけるように、先生方に教材として使いやすいような工夫をすることは大切だなと今思っておりますので、これはまた御相談しながら工夫していきたいというふうに思っている次第でございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

追加なんですけど、その方向で結構だと思うんですが、そういう教材を資料化するときに、教育委員会の専門家の方もいいんですが、その方いらっしゃるでしょうから、地域には専門、何てい

うんですかね、詳しい方とか、研究会等の方いらっしゃいますので、そういう方の何か、もっているものを使ってデータベース化するとかね、何かアクセスするとそういうもの詳しく写真とあれとすぐ出てくるとか、何か地域力等活用するっていうのもすごく重要なことで、多分生きがいになるっていうか。だから何かその辺の面も考えていただきたいなというふうに思います。これは要望です。

**【服部文化財課長】**

今回のこの制度につきましては、それぞれの地域の文化財または歴史の研究会の皆さんには御説明をさせていただきながら、制度についての盛り上がり醸成していきたいと思っておりますので、今、いただきました御意見、参考にさせていただいて進めていきたいと思っております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

どうぞよろしく願いいたします。

**【渡邊教育長】**

意気込みは大変大事だと思いますし、貴重な文化財を遺失、棄損しないためにも顕彰制度が必要だと思うんですが、指定とか登録の文化財に比べて、やはり顕彰は行いますけれども、取りたてて補修等に何か、こちらが補助を出せるというものでもありませんので、やっぱりその所有者の意向というものを大事にしていかないと、直ちにそれが学習に活用できるかどうかというところは、少し考える余地があろうかなという感じはするんですね。

所有者の方が、いろいろと何を所有しているかっていうのが明らかになって、常に学校などから問い合わせがあるという形のを望まれるかどうかということも、いろいろと要素がございますので、先ほど説明がありましたような、指定登録の文化財とは少し性格が異なっている部分もありますので、文化財を大事にしていくという視点では大変大事な顕彰制度だとは思いますが、活用の部分までは所有者がやはり、御理解がどこまで得られるかっていうところに当たっては、いるということも合わせて御承知いただければよろしいかなとは思いますが。

**【服部文化財課長】**

今の教育長からいただきましたことにつきましては、この資料の8ページにございますが、推薦をいただくときに、この推薦書に添付して、8ページの第2号様式の同意書というものがございます。こちらは、文化財の所有者の方から地域文化財として推薦してもよろしいという御同意をいただくものですけれども、ここの表の下から2段目のところに、地域文化財の公開についてということで、公開の可・不可について丸をつけていただくというところでもって、所有者の方への御配慮というものも十分してまいりたいと思っておりますので、可能な部分についてはできる限り活用させていただいて、所有者さんのそうした権利も保護していくというようなやり方を決めてやっていきたいと思っております。

**【渡邊教育長】**

小原委員どうぞ。



**【小原委員】**

すみません、2枚目のやつで、候補の選出のところで、市民団体等からの推薦によるものという文になっているんですけども、具体的ではなくてもいいんですけど、こういった感じの市民団体の方からの推薦を想定していますか。

**【服部文化財課長】**

既にこの、文化財の保存ですとか、活用についての実績のある市民団体を想定をしておるところでございますので、例えばでございますけれども、観光協会さんでございますとか、あとは川崎市の民俗芸能の保存協会さんですとか、そうした市民団体を今のところ想定しております。そうした団体さんには、事前にこの制度についても趣旨を十分説明をまいります。

**【小原委員】**

申請自体はそれ以外の団体からも申請は可能だという感じですか。

**【服部文化財課長】**

基本は、市民団体と各区役所からの推薦。それから、それ以外のものについて、推薦がないようなものも想定されますので、川崎市文化財審議会委員からも推薦ができるような制度としております。

**【小原委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

前田委員どうぞ。

**【前田委員】**

先ほども、活用については確かに所有者の意向を尊重ということなんですけれど、せっかく記録するので、小学校は副読本づくりをやっていると思うんですね。それで何年かに1回改定もしているんで、そちらの取組とこれが連携できればさらに地域の、せっかく掘り起こして顕彰して記録したものが、小学校の副読本に反映されていくと、とてもいいのではないのかなというふうに感じました。

よろしく申し上げます。

**【渡邊教育長】**

ほかの委員さんはよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告の事項 No. 2 について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項 No. 2 は承認いたします。

**報告事項 No. 3 平成28年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について**

**【渡邊教育長】**

次に、「報告事項 No. 3 平成28年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果について」でございます。

説明を指導課担当課長にお願いします。

**【佐藤指導課担当課長】**

「平成28年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果」につきまして御報告させていただきます。

お手元の資料は、平成28年度神奈川県児童生徒の問題行動等の状況調査の結果をまとめたものでございます。この調査につきましては、文部科学省が行いました、平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に合わせた、神奈川県の調査となっております。

全体的な概要をお伝えいたしますと、暴力行為数、いじめの認知数、長期欠席数、ともに増加しております。これは、全国的にも同じことが言えます。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。1枚お開きいただきまして、1ページから2ページをごらんください。1ページには、本市における暴力行為の概要といじめの概要。2ページには、長期欠席の概要を記載しております。具体的な内容につきましては、1枚おめくりいただきました3ページ以降の資料にて御説明いたします。

3ページをごらんください。2の川崎市立小・中学校における暴力行為の状況について御説明いたします。(1)は過去5年間の暴力行為の発生件数と1,000人あたりの出現数の表及び過去10年間の推移をグラフで示してあります。

小学校における暴力行為は平成20年度をピークに減少しておりましたが、平成26年のから増加に転じ、平成28年度は191件で、平成27年度の106件から、85件増加しております。

一方、中学校における暴力行為は過去10年間の推移をみますと、平成21年度をピークに、連続で減少しておりましたが、平成28年度は221件で、平成27年度の202件から19件増加しております。

次に、(2)は過去5年間の暴力行為の形態別発生件数の推移をまとめたものでございます。小・中学校ともに最も多いのは、生徒間暴力で、小学校は105件で、全体の約55%。中学校は124件で、全体の約56%と、ともに全体の5割を超えております。

小学校の暴力行為が大幅に増加しておりますが、これは、国や県の調査でも同様のことが伺えます。

次に4ページをごらんください。下段の(4)は、繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の状況でございます。小学校では、平成27年度の2人から、6人と3倍になっております。中学校では、2人から4人と倍になっております。

次に、1枚おめくりいただきまして、6ページをごらんください。

3、川崎市立小・中学校におけるいじめの状況についてでございます。

(1)は、過去5年間のいじめの認知件数の推移を実数と1,000人あたりの出現数の表及び過去10年間の推移をグラフで示してあります。

平成28年度、小学校におけるいじめの認知件数は1,165件で、前年度の661件から504件増加しております。また、中学校における認知件数は231件で、前年度の147件から、84件増加しております。

次に1枚おめくりいただきまして、7ページをごらんください。

(3)はいじめの学年別の認知件数でございます。いじめ防止対策推進法はいじめの定義が、いじめを広く捉える定義に変わりましたので、小学校、中学校ともに年々認知件数がふえております。

(4)は平成27年度と平成28年度はいじめの態様別発生件数でございます。いじめの態様別で一番多いのは、冷やかしかからかい、悪口などで、小学校においては1,165件中697件で、中学校は231件中128件と、どちらも全体の5割を越えております。

次に8ページをごらんください。

(5)はいじめの発見のきっかけでございますが、学校の教職員等が発見したものを上の段に、児童生徒や保護者など、学校の教職員以外からの情報により発見したものを下の段に示してあります。

平成28年度は、小学校では教職員による発見が1,165件中516件で、教職員以外による発見が649件でございます。

一方中学校では、教職員による発見が231件中79件で、教職員以外による発見が152件となっております。

次に1枚おめくりいただきまして、9ページをごらんください。

(7)は、過去5年間のいじめの改善状況の推移でございますが、平成28年度の文部科学省の調査から、いじめが解消している要件が示されて、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど、調査項目が変更されたため、「解消しているもの」の占める割合がいじめの解消率となりました。

なお、いじめが解消している状態とは、9ページの下段に書いてありますように、少なくとも二つの要件が満たされている必要がございます。文部科学省は、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、この解消に向けて取り組むことが重要であるとし、いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期の段階のものを含めて、積極的に認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っていると、肯定的に評価しております。いじめの認知件数が増加していることは、こうした国のいじめの認知件数に関する考え方の周知が図られており、今後も学校と連携していじめの早期発見、早期対応に努めてまいりたいと考えております。

次に10ページをごらんください。(8)は、学校におけるいじめ問題に対する日常の取組についてでございますが、各学校では、学校いじめ防止基本方針を年度末に必ず見直し、学校の実態に即しいじめ防止対策を展開するように努めております。引き続き、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的な対応に努めていくことが重要であると捉えております。

また、全ての学校において、毎年6月から7月までの任意の1カ月を児童生徒指導点検強化月間とし、児童生徒へのアンケート調査、教職員の研修、児童会、生徒会によるいじめ問題への取り組みを推進しております。

さらに、平成28年度本市で発生しましたいじめ重大事態につきまして、いじめ問題専門・調査委員会からの提言を踏まえ、児童・生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、引き続き教職員のいじめに関する感度や意識を高めてまいりたいと考えております。

次に1枚おめくりいただきまして12ページをごらんください。

川崎市立小・中学校における長期欠席の状況についてでございます。(1)は、過去5年間の理由別長期欠席者数を示しております。平成28年度小学校の長期欠席者数は730人で、病気189人、不登校が378人、その他163人となっております。不登校児童数は、前年度の293人から85人増加し、過去5年で一番多い数字となっております。

中学校の長期欠席者数は、1,417人で、病気171人、不登校が1,116人、その他130人となっております。不登校生徒数は、前年度の980人から136人増加し、小学校同様過去5年間で一番多い数となっております。

また、欠席理由が複数あり、主たる理由を特定できないその他の対象となる人数も増加しております。

(2)は、過去5年間の不登校の児童生徒数の推移を実数と1,000人あたりの出現数で、また過去10年間の推移を実数と出現数をグラフに示してあります。

平成28年度は、小中学校合わせて1,494名の不登校の児童生徒数となり、過去1番多い数となっております。

次に、1枚おめくりいただきまして13ページをごらんください。

(3)は区別の不登校児童生徒数でございます。

(4)は、過去5年間の学年別の不登校児童生徒数の推移を実数とグラフにしたものでございます。年齢が上がるに従って、不登校児童生徒数がふえていく傾向がございます。特に小学校6年生が翌年中学校1年生になった際の増加率が依然とした高い数字となっております。

次に14ページをごらんください。

(6)は、平成27年度と28年度の不登校の要因を複数回答でまとめたものでございます。「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」は多いものの、これに加え、「家庭に係る状況」や「無気力」の傾向がある、「不安」の傾向があるなどが増加しております。

(7)は、過去5年間の指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移でございます。指導により登校できるようになった児童生徒は、全体の約30%代で推移しております。不登校にはさまざまな要因があると考えられます。日ごろから、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を行い、必要に応じて学校が適応指導教室やフリースクール等の関係機関と連携を図るなど、児童生徒の登校支援の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に1枚おめくりいただきまして、16ページ。もう1枚おめくりいただきまして17ページ

は、神奈川県教育委員会の暴力行為、いじめ、不登校の地域別の状況を。1枚おめくりいただきまして、19、20ページは文部科学省の暴力行為、いじめ、不登校の状況を示した公表資料となっております。

御報告は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。御質問などございましたらお願いいたします。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

2点お願いします。1点目は、いじめのほうのことです。2点目は不登校です。

1点目はですね、資料の9ページで、私はいじめを認知する件数がふえることがいいことだと思っているんですね。関心をやっぱり持って、教育関係者を見ていくということは大事でありますけど。知らないでいるよりはわかっていることのほうが対応しやすい。

ただ、大事な点は、いじめの改善ができていくかどうかだと思うんですね。これを見ますとですね、ここ、小学校のほうですね、今年度でいいますと、改善率が83.2%、中学校91.8%ということで、全体でいうと85%弱ぐらいですね。ということはまだ15%ぐらいの問題は残っているという認識でいいのか、これはある程度時期で切っているもんだからそういうことになるのか、この解釈をどう考えたらいいのか。つまり、改善するっていうものはやはり、もっと高い率で改善されないと、やはりそれが尾を引くと大変な問題になるのかなと思いますので、この辺をどう解釈していいのかということが1点です。

もう1点は、不登校の問題はやっぱり大きな問題かなというふうに思っています。ことしも、ことしというか28年度大分ふえていますね、不登校は小・中ともに。この問題はやはり本市にとっても非常に重要な問題かなと思っていますので。それを見たとき、18ページなんですけど、いわゆる中一ギャップといいますか、小学校と中学校の段差の問題があるんですけども、見過ごしていけないのは、もっともう1つ前の段階があるなと思ひまして、それは4年生からが増えてきているというのがあります。4年生から、やはり不登校の陰りがずっと見えてきまして、それが顕在化するのが中学校1年という感じがしますので、少し早く手を打って、中1問題だけではなくて、4年生ぐらいからこの不登校の問題はすごくやっぱり出てきているんじゃないかなと私は、これ、思ったんですね、資料。その辺のところの、学年の推移と不登校の状況というものをどう捉えられているのかということが2点目の質問です。

以上です。

**【渡邊教育長】**

今、いじめの問題、不登校ありましたけど、関連したところで委員さん、何かありますか。

**【小原委員】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

小原委員どうぞ。

**【小原委員】**

この調査自体のところなんですけど、いじめとあと不登校なんですけれども、例えば7ページの認知件数5年間が出ているんですけども、何ていうんでしょう、これ年度によって学年でやってるからなんだろうけど、その子どもたちを見るときに、学年が1つずつ上がっていくので、斜めで見なければいけないと思うんですね。その学年が、学年が上がるごとにどれだけ減っていくかという見方をしたほうがいいと思うんですけど、その辺というのは、いじめにしても不登校にしてもなんですけど、どういう捉え方をしてらっしゃるのかなというところが教えてほしい点です。

以上です。

**【渡邊教育長】**

じゃあ、ここで一度説明いただきましょうか。

まずいじめの改善率の話、そして不登校の学年の捉え方ですね、推移について。それから、いじめ不登校について、それぞれ学年のつながりをどう見ていくべきなのかというところについて御質問ありましたので、お願いしたいと思います。

**【佐藤指導課担当課長】**

まず、いじめの解消率という、今年度から名前に統一されたわけなんですけど、27年度までは8、9ページの表を見ていただきますと、お分かりになりますように、「一定の解消が図られたが、継続支援中」というものもございますので、一定の、ここが28年度からはなくなったということがございます。ですので、その、今、改善は図られているんですけども、この下段のほうの要件二つまで満たしているところまではいっていないということが、あとのお子さんの状況になるかなというふうに考えておりますが、いずれにしましても、今、もう一度これをよく検討して、原因について聞き取り等を含めて現在、調べているところでございますが。

**【吉崎教育長職務代理者】**

それは、解消という結果ではなくて経過中のものもあるからということをおっしゃっているんですね。だからちょっと高くなると。今も改善している、努力して対応している段階のものは解消にまだなっていないので、被害者も加害者も両面から出ないとだめですね。だから、そういう経過中のものは入らないので、こういうふうには15%ぐらいが残っている状況になっている可能性が大きいということによろしいですか。

**【佐藤指導課担当課長】**

そういうことでございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

そういうふうに捉えていいですか。

**【佐藤指導課担当課長】**

2つ目の不登校の増加、4年生から増えているというところでございますが、御指摘のとおり、4年生といわず、ほかの低学年からも増えているのでございますが、特に大きく増えている学校につきましては、今現在、その児童生徒の様子、それから生活の状況なども聞き取りをさせていただいているところでございますので、また、その聞き取りをした結果、来年度に生かしていきたいというふうに考えております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

もう1点加えると、中1ギャップというか、小学校から中学校のつながりのところはやっぱり当然大きいですね。細かいことは別にして、区とか、学校によって大きな違いってあるんでしょうか。一概に言わなくて結構なんですけど、違いが大きいのか、大体同じぐらいになるのか、その状況ってどうなんでしょうか。連携の問題ですけどね。

**【佐藤指導課担当課長】**

本市に限らず、お答えになるかどうかはあれなんですけど、県も国も同じような状況がございますので、他の市、それからほかの自治体の状況も踏まえて、これから検討を進めてまいりたいとは思っておりますが、本市におきましてもやはり、依然として小学校6年生から中学校に上がるというときに、生徒さんにつきまして、不登校がふえているという状況がございますので、今後また検討をさせていただきたいと考えております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

そのときですが、突っ込んだ何か分析が必要かなと思うんですね。結構、うまく軌道にのって不登校なく入ってこれる学区と、ちょっと極端に出ちゃうところが、何かあるのかとすれば、それは解消を考えてください。手がかりになりますよね。何でうまくいくのかということ。つまり、不登校がなくて、小学校、中学校に乗っていけるのかということと、こういうところ、不登校がふえてしまうところがあるとするならば、そういう要因ということが、究明することが改善の手がかりになるかなと、私なんかは思うんですけど、そういうのって、押さえはあるんですか。

**【佐藤指導課担当課長】**

13ページの(3)に区ごとの状況が出ておりますが、人口差はあるにしましても、どこが多い、どこが少ないというのは、これではちょっと判断できないと。ただ、多い学校とか少ない学校があるのかもしれないので、あると思いますので、そのあたりについては今、多い学校については聞き取りをして、その児童生徒の状況であるとか、生活の様子を聞き取りさせていただいているところでございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

また、公表できる範囲のことがあれば教えていただけると参考になると思います。よろしくお

願います。

**【前田委員】**

それにつけ加えて。

**【渡邊教育長】**

前田委員どうぞ。

**【前田委員】**

13ページと14ページの、今、吉崎教育長職務代理者が指摘されたことについて、私も同じようなことを感じていて、13ページの4番の学年別の3年から4年とか、6年から中1へというところの、このふえる数字と、14ページの6番の不登校の要因で、先ほど説明の中に、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振、家庭、不安という4点がふえているというお話があったんですが、アンケートの中で、この学年の推移と6番の不登校の要因、特に先ほど指摘された4点、かわりが分析の中でわかるのであれば、なぜそういかというと、やはり4年になると勉強が、量がふえて難しくなるとか、中1もそうですけど、そういうことが想像されるので、13ページの4番と14ページの6番の、学年のこれってトータルで数字が出ると見えてこないもので、そこの分析をやられると何かわかってくるのかなって、そんなことを感じました。

**【佐藤指導課担当課長】**

ありがとうございます。

先ほど、小原委員のほうからもございましたけれども、やはり斜めに見ていくということは、御指摘のとおりでございますので、私どももそういった関係を見ながら、詳しく調べていきたいと思えます。

ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

はじめの説明の中で、いじめを幅広く捉えるという話がありましたけれども、8ページのいじめの発見のきっかけですね、内容のところ、「本人からの訴え」、これが倍以上にふえていますし、「児童生徒の保護者からの訴え」、本人の保護者ですが、これもかなりふえて、そういうところからすると、こうした子どもたちあるいは保護者からの訴えというものを丁寧に学校が捉えていて、幅広く捉えているということは、かつてはいじめという捉える中で、継続的に見ていって、これがいじめであるか否かというような判断をしていた時代もありましたけど、今は、訴えがあれば、それをまず被害者救済の視点から、まず丁寧にいじめとして捉えて、それから学校が取り組んでいる、そういうふうなことをこの数字からは伺えるのかなというふうに私思ったんですね。

同じように10ページのところに、「学校における日常の取組」というのもありますけれども、複数回答の欄でもありますので、これを見ますと、かなり回答数が上がっている項目がふえているということは、幅広く学校が取組を進めてきているのがあらわれているのかなと、そんなふうな印象を見まして、まとめていうと、非常に幅広く捉えながら学校がさまざまな方策でいじめの



解消、いじめの問題によくむかっている、そういう数値なのかなというふうに捉えたのですが、また詳しく分析の中で数値を見ていただきたいなと思います。

それから、不登校の話もありましたけど、12ページのところにありますけど、長期欠席のトータルで見ると、小学校は前年度724が730という数ですよ。その他のところの数が少し前年度よりも減少して不登校に回ったというふうな形でも捉えられるわけですよ。ですから、学校の認識の仕方、あるいは保護者の捉え方などに変化があったのかなのか。場合によっては、中学校は少しふえておりますけれども、小学校の場合ですと、長欠だけで見ると、長欠というのは病期、不登校、その他の合計数ですよ。ですから、合計で見ると、それほど大きな動きではないわけですので。どういうふうな捉え方の中で、不登校だけがあがったのか。それは、ひょっとしたら今まで曖昧になっていたものが不登校としてきちんと捉えて、それでそれに対するふさわしい指導をしていこうというような姿勢が強くなったのかもしれないですね。

今回の国の問題行動調査も、かつて問題行動調査というふうに一口で言っていましたけど、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題という形で、不登校を問題行動と捉えるべきか否かというところも、恐らく議論があって、調査のタイトルも変わってきているわけですよ。

また、夜間中学等での学び直しの機会もふやしていこうなどというふうな話も一方ではあるわけですので、不登校に対する捉え方が随分変わってきているなというふうに思いますので、そのあたりも少し含めながら分析をしていただけるとうれしいかなというふうに思っています。

**【小原委員】**

すみません、一つよろしいですか。

**【渡邊教育長】**

小原委員、どうぞ。

**【小原委員】**

8ページのいじめ発見のきっかけの中の、学校の教員以外からの情報により発見というところで、一番下のその他と、学校以外の関係機関というふうになっているんですけども、ここが全然数字的に上がってきてないんですけど、これはあれですかね、ほとんどが学校とか本人とか保護者からとかの、何ていうんでしょう、情報になっていて、学校も当然頑張っているところはわかるんですけども、教育委員会としてはこの部分で何かしらアクションを起こしていかないと、学校でわからないところで言えないっていう子がいるかもしれないんで、それをどういうふうに救ってあげるかとか、拾ってあげるかっていう対策を何かしら考えていかなければいけないのかなというふうに思うんですけども。これはあくまでも意見をお願いします。

**【渡邊教育長】**

そこから上がってきていないのか、あるいはもう本人の訴えがどんどん先に出てきてしまっているのか。数字だけを見ますとね、いろんな捉え方ができるかもしれませんよね。

濱谷委員はいかがですか。

### 【濱谷委員】

いじめの捉え方がちょっと変わった段階かな。数がすごく急激に全国的にふえているじゃないですか。その辺はいいことなのか悪いことなのかよくわからないんですけど、小さなそういう出来事も気に掛けて皆で見えていくという方向ではすごくいいのかなというふうには思うんです。早く見つけて、解消していくっていう。ですから、この解消率が先ほど言っていたように、本当に解消しただけの数で、いいですけど、でもあれだけ解消しているっていうことはすごいことだなんていうふうには思うんですよ。ですから、小さな部分から見つけて結構解消しちゃっているんだなって。こじれているような部分は以前もやはりその部分は残っていたものであると思うし。ですから、これからもそういう方向で小さな部分から解消はもろなるべく早目にしていけば子どもたち自身があんまり心に傷つかずに成長していけるのかなというのはすごく思いますよね。

いじめとか、こういう部分から不登校とか、次から次へといくわけなので、そこを防ぐためにも、全てを拾い出してやるっていう形になったのは、いいことなのかなっていう。不登校とかその辺は、ずっと昔から同じような数字かなというふうにはちょっと思ったりしますけれども。まあ、なるべく子どもたちから子どもたちへ伝染していかないように、上手に学校全体で保護者も皆、地域も皆でやっぱり日中ふらふらしている子どもがいれば、皆で見守るとか、全体の人が目を光らせるっていうふうにならなくていけないのかなっていうのはちょっと思いますね。

よろしくお願ひしたいと思います。

### 【渡邊教育長】

中村委員どうぞ。

### 【中村委員】

10ページの「学校におけるいじめ問題に対する日常の取組」っていうところで、1番目の「研修」とか、6番目の「防止基本方針」の定めるっていうこと。あと、最後の2つで学校の事情に即して「点検」とか「組織を招集」したりっていうことに関しては、全部の学校がなさっていて、学校としてはすごく組織的に対応できている、進んでいるんだなってことがよくわかりました。

一方で、先ほど小原委員の指摘にもあったんですけども、学校以外のところとの連携もすごく大事なかなと思っておりまして、この表で見ると下から5番目と4番目の、PTAなどの地域との連携とか、児相とか、ほかの組織との連携のところは低くなっているんですよ。この辺は、今後どのようにしていかれる予定なのかっていうことをお伺いしたいのと、もう一つは先ほど御説明の中で、いじめ防止基本方針を年度末に必ず見直しているということで、本当にすばらしいことだと思うんですけども、どういう見直し方をしているのかっていうことを教えていただけないでしょうか。

### 【佐藤指導課担当課長】

ありがとうございます。

まず、見直しのほうから。学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に則して点検、必要に応じて見直しというところと、下の組織を招集したってところにありますが、やはり今回、昨年度いじめ重大事態が本県でございましたので、このあたりを各学校に周知徹底させていただきました。

せっかくつくっているものであるので、毎年少しずつこれは変えていっていいと文部科学省のほうにもなっておりますので、必ず見直して、実態に即さない内容のものであれば、変えていき、さらに2つ目の御質問にもあるんですが、PTAや地域の関係団体等にも、それを知っていただくということで、学校ホームページのほうには、100%学校のほうで、この学校のいじめ防止基本方針をアップするようになりまして、そういった意味では、地域それからPTAとか保護者等にも、その学校いじめ防止基本方針が周知されるように、よりなったかなというふうには考えております。

ただ、そのほかの警察署や児童相談所、地域の関係機関と連携協力した対応ということにつきましては、もう少し数字があってもいいかなと思うんですが、実際やっているところもたくさん区の教育担当等とおして、聞いておりますので、どうしてこういう数字なのかっていうのは今後ちょっと調べて、また改善できるような形を考えていきたいと思えます。

#### 【中村委員】

1点、基本方針ですけれども、例えば校長先生など、上の方々が決める形なのか、もしかしたらPTAの方とか、いろんな方を巻き込んで基本方針をつくっていくということも大事なのかなという気がしますね。といいますのが、例えば企業とかでCSR (Corporate Social Responsibility) が問われたときに、多くの企業が企業理念をつくって、でもそれは一気に社長とかがつくって、いいことが書いてあるんですけれども、「おたくの会社の企業理念は何ですか」って聞くとすごくいいことが書いてあるんですけれど、「ちょっとお待ちください」って、ポケットの中から出してくるような感じなんです。「ポケットの中の企業理念」といわれているんですけれども、そんな、覚えてもないものを遵守することなんてできるわけがないじゃないですか。やはり自分たちでつくったものであれば、守ろうという意識が生まれてくるような気がしますので、もしかしたら子どもたちも巻き込んだりとか、保護者とかいろんな方と一緒につくっていくということも大事なのかなっていう気がしたんですけれど。

#### 【佐藤指導課担当課長】

ありがとうございます。

学校によっては、学校教育推進会議、地域の方に入っていたメンバーの中でそれをお見せして御意見いただくっていう学校もございます。また、多くは学校報告会、学校説明会等での学校いじめ防止基本方針を御提示して、御説明しているところでございますが、今の御意見非常にいい御意見だと思いますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

ありがとうございます。

#### 【吉崎教育長職務代理者】

1点いいですか。

12ページなんですけれども、この10年間の数字。不登校率の高い中学校が目にいきやすいんですが、果たして先ほど4年生からといったように、その前の段階が問題だろうと私は思っているんですよ。常に、起こる前の段階。

つまり、小学校が問題だろうと私。率はすごく小さいんですね。0.3から0.5なんですけど、

よく見ると、率は小さくても2倍になっているんですね。ずっと上がってきているんですよ。やっぱり、この問題っていうのは、率は小さくても、やはり考えなくちゃいけない問題じゃないかと。これが中学校いったときに出てくるということを考えると、小学校の段階から、やっぱり不登校問題っていうのはどういうことなのかっていうことを少し丁寧に対応して、先取りして対応するっていう仕組みを持たないと、こういう問題すぐ、現状の対応っていうんですかね、起こってからの問題っていう捉え方するんですが、未然防止ですよ。それはやっぱり、小学校にあるんじゃないかと私は思っているんですよ。

これも、やはり率としては低いにしても、やっぱり右上がりずっと小学校上がってきていることの、ことをもう少し捉え直したほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

#### 【佐藤指導課担当課長】

ありがとうございます。

御指摘のとおりだと思います。先ほど、教育長からございましたように、4番の(1)、この、その他の平成27年度の小学校。12ページの上段ですね。239ほどだったんですが、平成28年度、163人減っております。

長欠という欄をみていただきますと、724が730。この差は少ないんですが、実は不登校は多くなっているというところで、小学校におきましては、やはりこれはまだ詳しく調べておりませんが、その他に入れていたものを、丁寧に見取ることによって、不登校としてきちんと支援していかなくちゃいけないんじゃないかというところのあらわれでないかと考えておりますが、今後詳しく検証を進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

#### 【渡邊教育長】

先ほど、中村委員が言われた、保護者とか地域の方に理解していただくっていうのはとても大事で今、この場ではいじめが大変幅広く捉えられているというような話が共有されているわけですが、なかなか保護者の方など、いじめという言葉に非常に敏感でもあるし、重く捉えてらっしゃいますよね。

今回のいじめ防止対策推進法の、国会審議の中でも、例えば好意的に行った行為、よかれと思ってやった行為であっても相手の受けとめ方次第では、それをいじめと解釈し得るというね、そのくらい幅広く、やられている側の気持ちを考えながらいやなことは皆で解消していこうという姿勢の中で法律が定められているものであって、いじめているほうを罰するためにつくられた法律ではないわけですよ。なので、「己の欲せざるところは人に施すことなかれ」という言葉がありますけれども、自分がいやなことは人にしないようにしようねっていうのは皆でやっていて、言葉ではいじめという形になるけれども、相手がいやと思うことはしちゃいけないよっていう、そういう指導を徹底していくことが大事だと思うんですね。

ところが、保護者の方のいじめの捉え方、世間一般もそうかもしれませんが、法律で幅広く捉えているいじめと、やはりいじめをしているっていうことになれば、人間としてだめだぐらいにね、極端に言われちゃうような方もあるわけで、そのギャップに学校も今、指導で悩んでいるし、

保護者の方にそういうところ理解していただければ、私たちも必要に応じて、そういった、今、いじめ防止対策推進法に何を求めているのかっていうのを発信をしていかなければいけないのかなっていうふうに感じるころですね。

また何か、機会を捉えて、学校が保護者の方にどういう説明をしていけばいいのかっていうところも、私たちの力を出していかなければいけないところですよ。

**【濱谷委員】**

一ついいですか。

これから道徳の教科化が始まるわけですので、小さいうちから、子どもたちが相手のことを考えたり、いろんな意味で、ルールというか社会の大きくなってからいろんなことがもう身につちゃってから直そうと思っても難しいんですけど、小さいうちからやっぱり、そういう思い合ったり、いろんなことを学んでいけるといいのかなっていうふうには思いますよね。

ですから、こういうことと含めて、その授業も大事にしていけるといいのかなっていうふうにちょっと思いました。

**【渡邊教育長】**

それでは、そろそろ、ただいまの報告事項 No.3 でございますが、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項 No.3 は承認といたします。

**報告事項 No. 4 中学校給食に係る取組状況等について**

**【渡邊教育長】**

次に「報告事項 No.4 中学校給食に係る取組状況等について」でございます。説明を健康給食推進室担当課長にお願いします。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

それでは、「中学校給食に係る取組状況等について」、御説明させていただきます。

中学校給食の実施に当たりましては、実施に向けた課題について、事業の進捗に伴いまして、検討を進めてきたところでございます。今回まとまりました計画等について、報告をさせていただきます。

以前、南部学校給食センターに係ります、長期修繕計画、配送計画について報告いたしました。本日は、中部と北部についての報告ということでございます。

それでは資料1をごらんください。中部学校給食センター長期修繕計画でございます。はじめに、1ページをごらんください。1の目的でございますが、学校給食センター施設を良好な状態に保つためには、機械設備や調理機器等に対する点検、維持補修が不可欠でございます。継続的に給食を提供することができるよう、計画的な修繕を実施すること等を目的としております。

次に下段にまいりまして、2の計画期間でございますが、維持管理・運營業務期間となる、平成29年度から平成43年度までの約15年間及び事業期間終了後15年間の、合計約30年間の計画期間でございます。

2ページをごらんください。3の長期修繕計画の基本的な考え方についてでございますが、建築物、設備、附帯施設の主な項目ごとに、各部材の耐用年数、利用状況、維持管理業務等考慮の上、部分補修、更新、オーバーホール、改修等を実施する時期を計画してまいりまして、各建築部材や設備・部品等については、建築物のライフサイクルコストによるほか、それぞれのメーカーが推奨する耐用年数等を考慮して計画しているところでございます。

次に2ページ下段にまいりまして、4の維持管理業務期間における主な修繕計画の内容でございますが、維持管理運營業務期間中に発生する修繕業務は市の帰責事由、不可抗力を除き、全て事業者の事業範囲となっており、ここがございます、(1)主な修繕計画内容の記載のとおり計画をしているところでございます。

3ページにまいりまして、(2)に、中段でございますが、年間維持管理計画との関係でございますが、常駐の施設担当者が日常点検、毎月1回維持管理責任者による定期点検、年4回の1級建築士による重点点検を実施し、年間維持管理計画を毎年更新してまいります。

3ページ下段にまいりまして、5の維持管理運營業務終了時及び終了後の考え方についてでございますが、事業者は事業期間終了後の改修または更新の必要性等について調査し、事業期間終了の1年前までに調査報告書を作成し、市に提出することとしております。

また、事業期間終了後においても、引き続き給食センターをそのまま利用できるように、市が事業期間終了時に検査を行うこととしております。

4ページにまいりまして、中段(2)大規模修繕の考え方でございます。事業期間終了後に市が計画的な大規模修繕を行う予定としており、部分改修のサイクルや各部材の耐用年数等を踏まえ、20年目に実施することとしておりますが、事業期間終了前の見直しにおいて、施設の劣化状況や財政状況等を踏まえた大規模修繕の計画を精査することとしております。

事業期間終了後の計画につきましては、4ページ下段の(3)事業期間終了後の主な計画条件の記載のとおり各条件で計画をしているところでございます。

5ページをごらんください。(4)事業期間終了後に市が実施する修繕等事業の想定額につきましては、約14億5,000万円を想定しているところでございまして、維持管理運營業務期間及び、維持管理運營業務期間後をとおした修繕費用当の概算額の内訳は、中段にございます表のとおりになっております。

次に、5ページ下段の、6の長期修繕計画の見直し等についてでございますが、設備の使用状況、劣化状況、過去の修繕状況等に応じて、市と事業者にて協議の上、年間維持管理業務計画の策定や、長期修繕計画の時点修正を行ってまいります。また、事業期間終了3年前の時点より、長期修繕計画の見直しを行い、事業期間終了前年には部分補修・部分更新の修繕を実施するとともに、長期修繕計画の更新を行ってまいります。

川崎市中部学校給食センター長期修繕計画につきましては、説明は以上でございます。

続きまして資料2、北部学校給食センターの長期修繕計画でございます。1ページをごらんいただければ、先ほどの中部と基本的な考え方につきましては、中部資料1とほぼ同様となっております。目的、計画起案等を掲げております。

2ページにまいりまして、長期修繕計画の基本的な考え方等も同様でございます。

4ページまでも維持管理業務期間における主な修繕計画の概要等も考え方としては同じでございます。

5ページをごらんください。5ページ(4)でございます、事業期間終了後に市が実施する修繕等費用の想定額についてでございます。北部につきましては、約14億円を想定しているところでございます。維持管理運営業務期間及び、維持管理運営業務期間後をとおした修繕費用等の概算額の内訳は、5ページの中段でございます表のとおりでございます。

6ページにつきましても、資料10と同じように、長期修繕計画の見直し等の考え方を記載しているところでございます。

北部学校給食センター長期修繕計画につきましてはの説明は以上でございます。

続きまして、資料3、川崎市中部学校給食センター配送計画をごらんください。中部学校給食センターの配送対象校につきましては、本年9月より、事業者により、実際の配送車両を用いた試走を各校とも、表の一番右側の欄に記載してございますが、複数回数実施をしたところがございます。その試走結果を踏まえ、事業者と協議を行い、より安定的に配送を実施するため、最終的に確定した計画でございます。

一番下段でございますが、平成27年10月、事業者が最初に提案をした、事業者提案に基づく配送計画と比較して、中部につきましては、平均配送時間が約21分から24分に、約3分延長としてございます。また、最長配送時間も、40分から50分に最終的には10分延長した計画となっているところでございます。

次に資料4、川崎市北部学校給食センター配送時間をごらんください。北部学校給食センターの配送対象校につきましても、本年9月より事業者により実際の配送車両を用いた試走を各校とも、同じく表の一番右側の欄に記載した回数につき、複数回実施をしているところでございます。

その試走結果を踏まえ、事業者と協議を行い、より安定的に配送を実施するため、最終的に配送計画を確定したものでございます。

一番下に、平成27年10月段階の、事業者提案に基づく配送計画と比較した表をのせてございます。北部につきましては、平均配送時間が約31分から、約28分へ、約3分短縮ということで計画をしております。また、最長配送時間につきましては、50分から55分へ約5分延長した計画となったところでございます。

説明は以上でございますが、参考資料といたしまして、「学校給食センターの稼働に伴う完全給食の実施について」を添付してございます。9月から南部学校給食センターが、本格的に給食の運営を稼働してございますけれども、中部・北部につきましても12月1日より本格的に実施をするという予定で進めておるところでございます。

以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。御質問など、ございましたらお願いいたします。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

では、小原委員どうぞ。

【小原委員】

すみません。長期修繕計画が今、中部と北部が出ているんですけども、参考までに教えていただければと思うんですけども、修繕額が中部が14億5,000万で、北部が14億だったと思うんですけども、建物の規模から見ると、大体同じぐらいなんですか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

金額的に見てということですか。

【小原委員】

ええ、要は平米数が違って、建物の形状もある程度は違うとは思いますが、それがほぼ同じぐらいの金額に収まっているっていうところは、どれぐらいの予想をしているのか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

今、御指摘いただいたのは、それぞれの資料1と2の5ページの事業期間終了後の修繕費用の想定額ということで、中部は約14億5,000万円、北部が約14億円ということで、今の計画でございます。

ここについては、今後の毎年の見直し等によって上下する可能性もございますが、どちらかというと北部につきましては、給食センターとしては、珍しい3階建ての建物でございますが、一概には言えないんですけども、いろいろな修繕だとか維持管理については、比較的費用はかかると考えておまして、どちらかというと北部が通常より規模としては金額が多いというふうに考えておりますが、今のところはこの金額で計画しているところでございます。

【小原委員】

2階建てで広いか、3階建てで高いかというのはあるから、一概には言えないってことで、わかりました、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

濱谷委員どうぞ。

【濱谷委員】

計画がしっかりできてきて、いよいよスタートだなっていうふうに思います。ここで聞くこと



ではないのかもわからないんですが、中学校給食がスタートして、もう大部分の学校がスタートしているわけですが、指導の面はどんなふうに計画されたり進んだりしているのか、ちょっと知りたいなと思ひまして、今日じゃなくてもまた次の機会でもいいんですけど、各学校にいつて、やはり食べるだけではなく、健康給食とかいろいろたっているわけですので、ある程度の指導もきちっとしていかないとやはり、今後、せっかくやった給食がうたっていることとは違ってきちゃうといけないので、各学校に、どんなふうに指導にいくとか、どんなふうになっているのか、ちょっとその辺を知りたいなという。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

本日は、細かいところまでは、確認ができない部分もございしますが、南部につきましても、まだ給食が始まって安定的な運営に向けていろいろと事業者とも打ち合わせしているところございしますので、南部に在籍している栄養士につきましても、なかなかまだ学校のほうに頻繁にお伺いできるような状況ではないんですけども、今後そういうことも含めて検討していくというふうに聞いてございしますので、これについてはまた改めて御報告をすることを考えていきたいと思っております。

**【小原委員】**

1点よろしいですか。

中学校はなかなか時間をとっていただけないので、やはり市としてきちっと年間をとおして、学期に1回とか2回とか、確実に全ての子どもに指導がいき渡るような、何か方策をきちっと取らないことには学校にお任せではなかなか指導に来てくださいますとか、指導してほしいとかっていうような要請はなかなか難しいかなっていうふうに思うので、やはり市としての態度をきちっと示していただいて、計画的にやっていくっていう方向になるといいなというふうに私は思っています。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

では、資料の3と4になりますけれども、配送時間の最長というのがちょっと気になってまして、中部のほうは平中学校が50分ですね。北部のほうは南菅中が55分ですか、平均でいうと。何回かやられたんですよね。これって、いい、いろんなものつかっているの、温度の問題とかは問題ないんでしょうが、どのぐらい時間超えると問題が生じるのか、これ平均ですので、1時間超える場合もあるっていうことなんでしょうか。

その辺は何か、考えてないんでしょうか。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

よろしいでしょうか。

配送時間につきましては、試走をかなり回数をやっております、先ほど指摘がありました中部につきまして、平中学も今6回行ったところ。また、北部につきまして、南菅中についても11回ほど行っているところで、時間的にはこの時間で配送がほぼできるということで計画して

いるところでございます。

御指摘もあったように、食缶については二重保温食缶でございまして、このような時間で配送したとしても温度については高い給食はそのまま保てるということで、問題ございません。

一番子どもが気にしているのは、学校の授業とかに影響が出るようなことが、例えばおくれて授業の時間がずれてということは懸念をしておるところでございますけれども、南部につきましても、9月から実施しておりまして、学校の授業に影響が出ているようなことは、ございませんので、中部・北部につきましても、そこにつきましては安定的に配送ができるように、事業者と今調整もしておるんですけれども、しっかりとやっていきたいと考えております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ということは、その資料3は、例えば中部の場合の平中ですが、50分というのは、6回やったうちで一番長いのが50分なのか、平均が50分なのか。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

50分以内に行うということです。

**【吉崎教育長職務代理者】**

これ、最大50分ということ。6回やって。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

はい。

**【吉崎教育長職務代理者】**

ということは、これ以上越えたことはないってこと、意味なんですか。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

試走した上で、この50分で、間違いなく行けるということで、今、確認しているところです。

**【吉崎教育長職務代理者】**

つまり、6回やった最大が50分という意味。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

今、6回の回数の時間が手元にはないんですけれども、事業者からは50分で問題なかったと聞いてございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

6回やった最長なのか平均なのかってことちょっと聞いたかっただけで。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

考え方としては、最長ということで、平均ではないです。

**【吉崎教育長職務代理者】**

1時間超えると何か学校に支障が出るんじゃないかなと、私ね、ちょっと心配したもんだから聞いてるんですけど、これはやったうちの最長だよ。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

はい。

**【吉崎教育長職務代理者】**

1時間以内に収まれば何とかなるっていうことなんですか。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

例えばこの時間を越えた試走があれば、この経路は難しいと考えるところがございますけれども、そういうことも含めてこの時間でいけるということで事業者から確認したところがございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

つまり私は、1時間以内ならなんとかなるんじゃないかなって気がちょっと、記録見て感じたものだから、1時間超えると何か、学校の授業に差し支えるという、することもあるかなと思っただけで聞いてるんですけどね。大丈夫なんですね。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

はい。配送時間につきましても、学校での配膳時間とかも含めて若干余裕を持った時間にはなっておりますので、すぐに大きな影響が生じることはございません。

**【渡邊教育長】**

これ、全車がいっせいに出発するわけではなくて、当然遠いところへは。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

そうですね、一般的には遠いところからスタートしているということでございますので。あと学校の給食の時間に合わせて、少しずつ時間も違ってまいりますので、細かい計画を立てておるところです。

**【吉崎教育長職務代理者】**

わかりました、そういうことをきちっと考えてるんでしょう。

**【小原委員】**

ちょっといいですか。

【渡邊教育長】

小原委員どうぞ。

【小原委員】

参考までに教えてほしいんですけど、時間とかではなく、この配送車にアクシデントがあった場合は、どういう対応を考えていらっしゃいますか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

中部・北部の表の下に、例えば中部でしたら配送車18台うち予備車が3台あって、北部についても10台のうち予備車が1台あるので、予備の車というのが常に控えてございますので、そこで対応するというようなことも考えております。

【小原委員】

その際には、その学校分の食材というか、給食がこの予備車の中に積み込んでいけるといような状態になっているってことですか。

【古俣健康給食推進室担当課長】

食材の予備があるわけではないので、どうしても対応できない場合もございますけれども、例えば食器を先に学校に持って行って、その帰りに車がちょっと動かなくなってしまったときには違う車で食缶をもって行けるとか、そういう対応が可能だと。

【小原委員】

給食、食べるほうのものを持っていっている際のアクシデントのことが、一番重要になるかと思うんですね。その部分って、どういうふうを考えるかなというところですね。

場合によっては、その日、給食が急になくなるとかっていうことがあるのかどうなのか。または、バックアップの車が給食センターにある食材をまた同じように積み込んでフォローに出ていくのか、その辺ていうのは。

【古俣健康給食推進室担当課長】

その時点でその内容を踏まえて学校とも相談をいたしまして、できる限りの対応をしたいとは考えております。ただ、どうしても難しい場合については学校と御相談をさせていただくことがあります。

【小原委員】

状況によりけりって意味ですね。

わかりました、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

すると、よろしいですか。

ただいまの報告事項 No.4 でございますが、承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【渡邊教育長】**

それでは、報告事項 No.4 は承認いたします。

## 7 議事事項 I

### 議案第 55 号 小学校給食費の改定について

**【渡邊教育長】**

続きまして議事事項 I に入ります。

「議案第 55 号 小学校給食費の改定について」でございます。説明を健康給食推進室担当課長をお願いいたします。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

それでは、小学校給食費の改定について御説明させていただきます。

まずはじめに、改定に当たり保護者アンケートを実施いたしましたので、集計結果を御報告いたします。お手元の右上に資料と書かれた小学校給食に関するアンケートの集計結果についてをごらんください。

1、目的でございますが、平成 30 年度からの学校給食の内容や給食費の設定等に当たっての参考資料とするため実施したものでございます。

2、調査対象でございますが、小学校長会より各区から 2 校ずつ抽出いただきまして、現小学校 1 年生から 5 年生の保護者 2, 129 名に御協力をいただきました。

3、調査方法は、無記名回答方式。

4、調査期間は各校の夏休み明けから 9 月 13 日までの約 20 日間程度。

5、有効回収数、回収率は 1, 852、87. 0%でございます。

6、調査項目は次ページで御説明いたします。

資料を 1 枚おめくりください。アンケートの集計結果でございます。問 1 の、対象児童の居住区及び学年ですが、記載のとおりでございます。

問 2 の、学校給食の内容でございますが、(1) 今後もとにかく美味しく、(食べると) 自然と健康になり、みんなが大好きな学校給食としていくことを目指していく、とすることに関しましては、グラフにございますように、「①とても良いと思う」、「②良いと思う」を合計いたしますと、99. 5%となっております。

イの理由でございますが、「考えまたは目指すのがよい」が 265 人。「美味しい給食がよい」が 250 人。「給食が楽しみ・喜びになるのがよい」が 237 人などとなっております。

ウのほかに目指してほしい給食につきましては、「安心・安全な給食」が79人と最も多かったほか、食育を考えた給食や、地元・国産の食材を使った給食を望む意見がございました。

3ページをごらんください。献立の特色にまいりまして、(2)食育推進のために、15品目以上の食材がとれる学校給食を提供していきたいとすることに関しましては、98.8%の方が「良い」と回答されております。

イの理由でございますが、「1食で多品目とれるのがよい」が471人、「栄養バランスがよい」が187人、「色々な食材を知ることが出来るのがよい」が141人などとなっております。

次に(3)果物等は、子どもたちの学校給食の楽しみの一つであり、併せて季節を知るための重要な要素であることから、提供回数を増やしていきたいと、とすることに関しましては、97.6%の方が「良い」と回答されております。

イの理由でございますが、「子どもたちの楽しみが増えてよい」が512人、「季節・旬を感じられてよい」が362人、「多くの種類・回数を出してほしい」が107人などとなっております。

4ページをごらんください。問3の学校給食費についての質問でございます。(1)望ましい献立を提供する上で、必要な金額を学校給食費として設定させていただきたいとすることに関しましては、94.5%の方が「良い」と回答されております。

イの理由でございますが、「給食費の負担は当然または妥当である」が523人、「やむを得ない」が101人、「高額でなければよい」が32人となっている一方で、「一部又は全部補助してほしい」が14人、「未納対策が必要」が3人などの御意見もいただきました。

次に、(2)国産を基本とする食材の安全を確保したうえで、子どもたちに食べてもらいたい学校給食を提供してきましたが、食材価格の高騰のため学校給食の質を維持していくことが困難な状況となっているため、平成30年度からの年間の学校給食費を、1食当たり平均で270円として設定することを検討していることに関しましては、87.9%の方が「良い」と回答されております。

イの理由でございますが、「妥当または安いと思う」が575人、「やむを得ない」が387人となっている一方で、「高いまたは現状維持でよいと思う」が61人、「安全な外国産や国産規格外等を使用してもよい」が35人などの御意見もいただきました。

5ページをごらんください。(3)学校給食費の未納対策として、公益財団法人川崎市学校給食会に学校給食費未納対策担当を配置して、学校と連携しながら徴収に努めるとともに、経済的に困窮している御家庭に対しては、生活保護や就学援助の制度を御案内するなどの取組の結果、平成29年3月末現在、徴収率は約99.96%となっていることに関しましては、95.3%の方がよいと回答されております。

イの理由でございますが、「取組の成果が出ていると思う」が155人、「適切に支援されているのはよい」が138人、「支払うのは当然だと思う」が118人などとなっております。

最後に、問4のその他、学校給食についての御意見や御要望についてでございますが、「今度も楽しく食べられおいしく栄養バランスの良い給食を提供してほしい」が340人、「今後も安心・安全に配慮した給食を提供して欲しい」が60人、「牛乳は不要(または選択制)にして欲しい」が36人、「給食実施回数を増やして欲しい」が35人などとなっております。

アンケートは以上になりますが、集計結果から、保護者の皆様には今後の目指す小学校給食についておおむね御理解いただけたものと考えております。

今後につきましても、安心・安全で美味しい健康的な給食の提供に取り組んでまいります。

資料にお戻りいただきまして、小学校給食費の改定について（案）をごらんください。来年度以降の小学校給食費等をお示ししたものでございます。

（１）学校給食費の設定の考え方でございますが、献立の充実の方向性としまして、①年間１食平均１５品目以上の食材を使用します。②旬の果物やデザートなど、子どもたちが楽しく、季節を感じる献立を提供します。③米飯給食の実施回数を段階的に増やします。

これらの献立の実現に向け、食材価格の動向や望ましい献立のあり方を踏まえ、国産食材を原則とするなど、安全・安心を十分確保した上で、成長期の子どもたちに望ましい給食を提供するため、１食あたりの学校給食費を２７０円に設定してまいりたいと考えております。

なお、今後につきましては、消費増税や物価高騰等により、望ましい献立の提供が困難になる場合には、学校給食費の改定を検討・実施してまいります。

次に、裏面をごらんください。（２）その他学校給食費に係る課題への対応としまして、①学年による３区分の学校給食費を統一化いたします。②「牛乳停止」の小学校給食費を設定いたします。

以上のことを踏まえた、（３）平成３０年度以降の学校給食費は完全給食については月額４，５００円、牛乳停止については月額３，７００円としてまいりたいと考えております。

なお、年間実施回数がふえた場合は、それに伴い月額・年額も変更になります。

（４）今後のスケジュールでございますが、今月下旬に議会へアンケート集計結果及び新たな学校給食費を報告いたします。その後、新たな学校給食費につきまして、保護者へのチラシ、市のホームページ、教育だよりかわさきの広報媒体を活用して周知してまいります。

最後に参考資料といたしまして、１、理想とする献立例、２、政令指定都市の１食当たりの学校給食費及び年間実施回数、３、小学校給食に関するアンケートのお願いを添付いたしましたので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

**【小原委員】**

よろしいですか。

**【渡邊教育長】**

小原委員どうぞ。

**【小原委員】**

議案のほうの、小学校給食費の改定についての（案）のところなんですけれども、これがそのまま保護者のところに届くということではない。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

ないです。

**【小原委員】**

1つお伺いしたんですけども、健康給食をするから値上げをするということによろしいですか。

**【渡邊教育長】**

お願いします。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

前回の教育委員会的时候でも御意見をいただきましたが、1つはやはり健康給食を目指すというところもあるんですが、それと同じに、やはり食材の高騰というところの原因もございまして、2つの理由があつての今回の給食費改定ということを考えております。

**【小原委員】**

そうなると、保護者に説明するときには、例えば食材の高騰や消費税分ですよね、今までの。その御負担もしていただくということを踏まえた上で、健康給食を推進してくという説明がなければいけないのかなというふうに思ったんですね。

今、この改定についての案の中には、今後の話では消費税に引き上げや物価の変動というのが書かれているんですけども、そもそも保護者の方に説明するとき、それが入っていないのでは、単純に健康給食をやるから値上げをしますというふうにしか理解がされないとするんですよ。そこは、どう、すごくよく考えて説明をしていかないといけないのかなと。紙が一人歩きをしかねないので。

この後、保護者に説明するものっていうのは出てくると思うんですけども、そのあたりをちょっと気をつけていただきたいというふうに思っています。

アンケートの結果の4ページのところで、問3の(2)になると、今までせいぜいといっても、余りいいとは思わないっていう人が2%だったのがいきなり8.5%というふうに、金額の話になると出てくるんですよ。なので、この8.5%という結果が、小学校の保護者の8.5%がそう思っているっていう可能性に変わってくるわけですよ。だから、ここは本当に気をつけて説明しないと健康給食だけでやりますからっていうところでは、ちょっと厳しい部分があるので、きちんと理由を説明できるように紙の中で書いておかないといけないのかなというふうに私は思います。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

ありがとうございます。

**【吉崎教育長職務代理者】**

よろしいですか。

私ね、参考資料2の出し方はちょっと気をつけてきちとしたほうがいいと思っているんですよ。参考資料、各政令指定都市の小学校の給食費ですね。1食あたり、これで見ますとですね、



古いところは安いんですね。川崎もそうだったんですが。29年度は、最近変えたところか浜松とか静岡、岡山、神戸、270円いいと思うんですね、これで見ると。ちょうど真ん中辺かちょっと安いくらい。29年度だけですよ。

だから最近のところは、やはりこういう動向の中でやってるんだって事をきちっと説明して、本市の上げ方は、結構その高いところまでいかにほどほどのところで押さえてますっていうことが1つ。古くからやってるとはすごい安いところありますよね、横浜とか名古屋とか。こういうところは上げる傾向はないのかどうか、この値段でやれるのかどうか。そういうのは他の政令都市は何て言っているのかもしわかれば教えてほしい。ちょっと無理があるような値段のようですね。変えてないと。本市と一緒にんだけど。こういうところって、結構税金をつぎ込んでるわけでしょ。だから、その辺のところっていうのは付加食を押さえるか何かしているわけでしょ、材質とかね。その辺のところを、ちょっと、きちっと説明する必要があると、大事な。じゃないと、千葉に続いて5番目に高いよねなんて、こう見ていると270円がね、全然これ意味違うでしょ、言ってることが。だから、その辺のこう、先ほどの小原委員と一緒に、そういうふうにひとり歩きしないで、きちっと説明するっていうことが大事なんだってことを伝えるのが常に、親のほうも安いほうがいいと思っている人はたくさんいるわけだから、その辺はどうですか。資料2についての、こんなの出るとこ出ないかわかいけども、どういう説明をするか疑問。

**【渡邊教育長】**

お願いします。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

具体的にちょっと都市名は。まだ決定も、相手方もしていないので言えないのですが、聞き取りを全てさせていただいて、今回この表にまとめさせていただいたんですが、やはり平成30年度に見直す予定とこちらに回答いただいた都市がございました。ただまだそちらの見込みということなので、どのぐらい上げてくるのかっていうのは、公表できないということなので、ここでは。前回もちょっとお話させていただいたんですが、他都市もやはり30年度には見直すという都市が出ておりますので、今後川崎が今回、こういう場で御審議いただいた結果はどんどん外に出ていくとは思いますが、他都市も多分、今後外に出てくると思います。

この表は確かに聞き取りをして作らせていただいた、4月現在のことでありますので、また来年度の4月、30年の4月になりますと、この表も変わってくると考えております。

**【吉崎教育長職務代理者】**

それからこれ見ると、29年度と書いた四つ市がありまして、本市はちょうど真ん中なんだよね。これで見るとちょうど真ん中に入っていると思います。だから、上ほどの、浜松ほど高くないけど、神戸ほど安くないっていうか、ちょうど入ってまして、いい設定かなと。僕、これ言い方も人によって違うからね、何ともいえないんだけど、ほどほどの設定かなっていう私は気がするので、何かそれだけ取り出していただくとかね、説明のときに。最近変えたところの改定した政令都市の中でいうと、この辺に位置付きますとね。

何か、そういう説明をしないと、古いところまでずっと入っちゃうと、北九なんか、ほんとよ

くやってるなど私は、逆に思ってしまうんだけど、あそこ財政厳しいですよ、すごく状況知ってますけど、よくやってるなって気がしますがけれども、そういう何か、説明っていうのはわかりやすく、ほかにない説明していかないと、お金の問題ですからね、気をつけてほしいなって思います。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

お二方から広報の仕方については非常に配慮していきましょうという話でしたので、ぜひ、よろしく願いいたします。

**【濱谷委員】**

いいですか。

21年4月に改定をして以来、10年ぶりぐらいに改定をするっていうことをまず、お伝えをする。10年間でいかに物価が上がってきているかも皆わかると思うんです。また、吉崎教育長職務代理者がおっしゃったように、近年変えたところはそのくらいの金額になっているっていう程度で、都市名やら何かを出すわけにはいかないとしますし、何しろ10年間同じ金額で10年間前はもっと果物もついていた、いろいろデザートもついていたっていうようなことも含めて、10年前の献立に比べて、10年後の今は果物の回数も極端に減ってきている。量も減らしたり、デザートみたいなものもね。そういうことで対応してきているっていう、お肉の質を、例えば牛肉を何回使っていたのがほとんど鶏肉と豚肉になってしまったとか、そういうようなことも含めて、具体的にちょっと出して、10年ぶりに元に戻して、いろんな食材をちゃんと、子どもたちにバラエティに富んだ、望ましい給食に変更するための金額ですっていうことが、ちょっとわかるようにするといいのかなって思いました。

難しいでしょうけれど、よろしく願いしたいと思います。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

ありがとうございます。

**【渡邊教育長】**

何とかやりくりをしてここまで来たということで、決して今のお話にあった、10年前と同じものが提供できているわけではないんだということですね。

**【濱谷委員】**

(安価な冷凍の)ホキフライが。

**【渡邊教育長】**

魚でいえばホキしか出ないっていう話でもさみしいですけどね。

**【濱谷委員】**

魚の切り身もまず出てこなくなっちゃいましたもんね。切り身が高くて。練り製品とか、何かそういうので魚を使っている量を満たしているという。

**【渡邊教育長】**

丁寧に説明すれば御理解いただける内容なのかなとは、皆さん御関心になっていらっしゃる内容でございますけれども。

それでは、ただいまの議案第55号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第55号は原案のとおり可決いたします。

**【北村健康給食推進室担当課長】**

ありがとうございました。

**【濱谷委員】**

よろしく願いいたします。

**議案第56号 川崎市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について**

**【渡邊教育長】**

次に、「議案第56号 川崎市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

説明を庶務課担当課長をお願いいたします。

**【山田庶務課担当課長】**

それでは、「議案第56号 川崎市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

本日、お諮りする議案につきましては、中部・北部学校給食センターの開設に伴い、一部改正規則を制定するものでございます。それでは、議案書の2ページをごらんください。

制定理由でございますが、川崎市中心部学校給食センター及び川崎市北部学校給食センターの開設に伴い、学校給食を実施する学校を定めるため、この規則を制定するものでございます。

3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側

が改正後、右側が改正前の条文でございます。

今般の改正は、川崎市中部学校給食センター及び川崎市北部学校給食センターの開設に伴い、学校給食センターが学校給食を実施する学校を第2条の表に加えるものでございます。

恐れ入りますが、1ページをごらんください。附則でございますが、この規則の施行期日につきましては、学校給食法施行令第1条の規定に基づき、神奈川県教育委員会へ届け出る、学校給食開設届と同日の平成29年11月22日とするものでございます。

議案第56号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明いただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

**【各委員】**

<なし>

**【渡邊教育長】**

それでは、ただいまの議案第56号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第56号は原案のとおり可決いたします。

**【渡邊教育長】**

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

**【渡邊教育長】**

それでは、休憩いたします。

(15時57分 休憩)

## 8 議事事項Ⅱ

### 議案第57号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

#### 【渡邊教育長】

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議事事項のⅡのところに入ります。「議案第57号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」でございます。説明を健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

#### 【古俣健康給食推進室担当課長】

こちらにつきましても、南部の変更契約を以前に御説明させていただきましたが、今回中部と北部ということでお諮りをするものでございます。まず、議案第57号の、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について御説明させていただきます。

こちら、平成27年12月15日に市議会で議決を受けました、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、お手元の資料にもございますけれども、契約金額11億8,644万4,195円を、11億8,188万6,324円に変更するものでございます。

裏のページをごらんください。参考資料の2番で変更理由がございます。事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動等による契約金額の変更を行うものでございます。

それでは、変更内容について御説明いたしますので、別紙のもう一つの資料をごらんいただければと思います。

川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更についての資料でございます。1ページをごらんください。契約の変更は、事業契約書第71条第4項及び事業契約書別紙4-1の規定に基づき契約金額の改定を行うものでございます。

はじめに、1のサービス購入料の仕組みでございますが、本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は、設計建設業務のうち、一括払いのサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入料C、維持管理運営業務のうち、固定料金のうち固定料金のサービス購入料D、変動料金のサービス購入料Eで構成されております。

次に1ページ下段の2のサービス購入料Bの改定についてでございますが、(1)建設工事費デフレーター変動に基づく改定につきましては、設計・建設業務のうち、建設工事業務費を対象としており、建設工事費デフレーター、工事種別、非住宅(非木造)に係る、入札時点の指標値と、建設工事着工日の属する月の前3カ月分の指標値の平均値を比較し、1.5%以上の変動がある場合には、1.5%を超える部分の変動を支払額に反映することとしているところでございまして、今回マイナス1.888%の変動があったものでございます。

2ページにまいりまして、(2)の基準金利の確定に基づく支払金利の改定についてでございますが、支払金利は基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利設定は、給食セ

ンター引き渡しの2営業日前、平成29年8月29日と規定しておりまして、今回マイナス0.462%の変動があったものでございます。

次、2ページの下段にまいりまして、3のサービス購入料D及びサービス購入料Eの改定についてでございますが、サービス購入料D（固定料金分）及びE（変動料金分）については、契約締結年度と、支払い対象となる平成30年度の維持管理・運営の前々年度4月が属する月、平成28年度になりますが、の対象となる価格指数の年度平均指数を比較し、1.5%以上の変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしておるところでございます。今回改定の対象となる費用は、固定料金分のうち、運営費相当額（電気代相当分）及び運営相当額（ガス代相当分）、変動料金分のうち、電気代相当分の単価及びガス代相当分の単価であり、改定率は以下の表のとおりでございます。

3ページにまいりまして、4の改定後の各サービス購入料及び契約金額についてでございますが、先ほど御説明させていただきました、各サービス購入料の改定額はこちらの表のとおりでございます。最終的に、税込みで1億455万7,871円の減額を行うものでございます。

議案第57号の説明は以上でございます。

**【渡邊教育長】**

以上のとおり説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

**【各委員】**

<了承>

**【渡邊教育長】**

それでは、ただいまの議案第57号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡邊教育長】**

それでは、議案第57号は原案のとおり可決いたします。

**議案第58号 （仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について**

**【渡邊教育長】**

次に「議案第58号 （仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」でございます。説明を引き続き健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

**【古俣健康給食推進室担当課長】**

お話ししましたとおり、今度は北部の変更契約になります。「議案第58号（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」、御説明いたします。こちら平成27年12月15日に市議会で議決を受けた、（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の一部を変更するものでございます。

資料にございますが、変更内容は、契約金額80億8,395万8,233円を、79億9,382万2,000円に変更するものでございます。

裏側の参考資料をごらんいただきまして、2が変更理由でございますが、事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動等による契約金額の変更を行うものでございます。

変更内容でございますが、別紙資料のほうをごらんいただければと思いますが、お手元に資料（仮称）川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について1ページからでございますが、契約の変更につきましては、事業契約書第71条第4項及び事業契約書別紙4-1の規定に基づき、契約金額の改定を行うものでございます。

1のサービス購入料の仕組みでございますが、本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は、先ほどと同様でございますが、設計建設業務のうち、一括払いのサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務サービス購入料C、維持管理・運營業務のうち、固定料金のサービス購入料D、変動料金のサービス購入料Eで構成されております。

1ページの下段になりまして、サービス購入料Bの改定についてでございますが、先ほどと同様でございますが、(1)建設工事費デフレーターの変動に基づく改定につきましては、設計・建設業務のうち、建設工事業務費を対象としており、建設工事費デフレーター、工事種別、非住宅（非木造）にかかる入札時点の指標値と、建設工事着工日の属する月の前3カ月分の指標値の平均値を比較し、1.5%以上の変動がある場合には、1.5%を超える部分の変動を支払額に反映することとしているところでございまして、今回、マイナス1.978%の変動があったものでございます。

2ページにまいりまして、(2)の基準金利の確定に基づく支払金利の改定についてでございますが、支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計といたしまして、基準金利設定は、給食センター引き渡し日の2営業日前、平成29年8月29日と規定しておりまして、今回マイナス0.462%の変動があったものでございます。

次に、2ページ下段にまいりまして、3のサービス購入料D及びサービス購入料Eの改定についてでございますが、サービス購入料D（固定料金分）及びE（変動料金分）については、契約締結年度と支払い対象となる平成30年度の維持管理・運営の前々年度4月が属する年、平成28年度になりますが、の対象となる価格指数の年度平均指数を比較し、1.5%以上の変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしておるところでございまして、今回改定の対象となる費用は、固定料金分のうち、運営費相当額（電気代相当分）及び運営費相当額（ガス代相当分）、変動料金分のうち、電気代相当分の単価及びガス代相当分の単価であり、改定率は以下の表のとおりでございます。

3ページにまいりまして、4の改定後の各サービス購入料及び契約金額についてでございます。これまで御説明いたしました、各サービス購入料の改定額は表のとおりでございまして、最終的に、税込みで9,013万6,233円の減額を行うものでございます。

議案第58号の説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり、御説明をいただきました。こちらについても御質問、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、議案第58号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第58号は原案のとおり可決いたします。

#### 議案第59号 下小田中小学校校舎増築工事請負契約の締結について

【渡邊教育長】

次に、「議案第59号 下小田中小学校校舎増築工事請負契約の締結について」でございます。説明を教育環境整備推進室担当課長にお願いいたします。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

それでは、議案第59号、下小田中小学校校舎増築その他工事請負契約について御説明申し上げます。

本件につきましては、平成29年第4回市議会定例会に議案として上程するものでございます。周辺の住宅開発等の影響による児童の増加に伴う正体的な教室不足及び施設の狭隘化といった課題があり、敷地条件に配慮し、体育館やプールが一体となった校舎を増築するものでございます。

議案書をごらんください。はじめに、工事名は、下小田中小学校校舎増築その他工事でございます。次に、工事場所は、川崎市中原区下小田中3丁目35番1号でございます。

契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は17億2,800万円でございます。完成期限は、平成31年3月15日を予定しており、契約の相手方はジェクト大場協働企業体でございます。

次のページをお開きください。工事概要について御説明申し上げます。1の構造規模でございますが、鉄筋コンクリート造4階建てでございます。面積でございますが、敷地面積は1万2,175.08平方メートル、建築面積は、2,526.35平方メートル、述べ面積は5,792.7平方メートル、建物の高さは14.894メートルでございます。

2の主要室名につきましては、別添の資料で御説明させていただきますので、A4横とじ、教育委員会資料をごらんください。



表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページは工事場の案内図でございます。

2ページをごらんください。配置図でございまして、網掛けている部分が今回の工事箇所でございます。

3ページをごらんください。1階平面図でございまして、図面左側から、体育館、給食室及び用務員室、校長室、職員室、事務センター、保険室などの管理諸室を配置しております。

4ページをごらんください。2階平面図でございます。普通教室が6教室、多目的スペース、図書室及びパソコン教室を配置しております。

5ページをごらんください。3階平面図でございます。普通教室が6教室、多目的スペース、放送室、視聴覚室及び会議室を配置しております。

6ページをごらんください。4階平面図でございます。プール及びプール諸室などを配置しております。

7ページをごらんください。立面図でございます。

8ページをごらんください。断面図でございます。断面の位置については右上のキープランにお示ししているとおりでございます。

9ページをごらんください。完成予想図となっております。

以上で、議案第59号下小田中小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について説明を終わらせていただきます。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

中村委員どうぞ。

#### 【中村委員】

2点お伺いしたいんですけれども、もともとこれは何があった場所なのかしらということ、何かがなくなったのかもしれないのでお伺いしたいです。

2点目は、エレベーターはあるんでしょうか。小学校ってあまりエレベーターが無いような気がするんですけれども、新しくできるところって何か障害があるお子さんが来るとかも考えてエレベーターがあったほうがいいのかなど思ったので。

#### 【渡邊教育長】

では2点、よろしくお願いたします。

#### 【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

1点目なんですけれども、この増築棟が建てられる場所については、もともと体育館とプールがございまして、今回増築に伴いまして、増築するとどうしても校庭が狭くなってしまうということもございまして、プールそして体育館を解体し、その場所に校舎を増築するという計画となっております。

あと、2点目のエレベーターにつきましては、平面図の3ページをごらんください。中央部にギャラリーと記載されておりますが、その付近、E Vと表示されている場所に設置されます。

【渡邊教育長】

小原委員どうぞ。

【小原委員】

教えていただきたいのは、今、既存で体育館とプールが1箇所だということで、ということは既存の校舎のほうに給食室とかそういうのがあるということですよ、今の。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

はい。

【小原委員】

ですよ。それは、これが建った後どういうふうに変わっていくのでしょうか。給食室は新しい校舎の中に給食室ができるわけですよ。今までは既存のところの、既存の校舎のほうにある教室というのは、今後どういうふうに変わっていくのでしょうか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

給食室は、既存校舎北側に配置されており、増築校舎が完成した際には、当該校舎の1階に配置される計画としております。また、既存校舎北側の給食室については、増築校舎完成後、駐輪場等に改修される予定です。

【小原委員】

そういうことですね。

【高橋教育環境整備推進室担当係長】

既存校舎の職員室等も増築校舎に配置される計画としております。このため、既存校舎の当該諸室については、普通教室や多目的室等に改修することとしております。

【小原委員】

教室みたいな形には改修していくってことですね。

それともう1点断面図なんですけども、多分便宜上だと思うんですけど、これ、基礎は杭基礎ですよ。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

はい。

**【小原委員】**

そうすると、今これ地面から下のところはピットみたいになっているんですけど、別にここに水が入るとかそういうことではありませんよね。

**【渡辺教育環境整備推進室担当課長】**

ではないです。

そうですね、わかりました。ありがとうございます。

**【渡辺教育長】**

それでは、ただいまの議案第59号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<可決>

**【渡辺教育長】**

それでは、議案第59号は原案のとおり可決いたします。

**議案第60号 平成29年度教員表彰について**

**【渡辺教育長】**

次に、「議案第60号 平成29年度教員表彰について」でございます。説明を、教職員人事課担当課長にお願いいたします。

**【金子教職員人事課担当課長】**

それでは、議案60号、平成29年度教員表彰につきまして、御説明いたします。最初にお配りしております議案60号の資料をごらんください。教員表彰制度に関する制度の概要、それから要綱をまとめたものでございます。資料1ページの教員表彰制度の概要をごらんください。本市の教員表彰制度についてでございますが、1、制度の目的として、教科指導や児童生徒指導、支援教育等さまざまな面で教育効果を上げている教員を表彰し、努力に報いることで、教員及び学校全体の教育力の向上につながり、保護者地域等からの教育への信頼にも応えることになるとあります。

実践発表等、表彰結果の活用を目的とし、教員の資質向上施策の一環として、平成16年度から実施しております。

表彰の対象者となる教員についてですが、2の表彰の対象者として、管理職及び指導主事を除く、川崎市立学校の教員で勤務成績が優良であり、次の1から7のいずれかに該当しているものとしております。また、表彰の基準といたしましては、①から⑫までとしております。

恐れ入ります、次の2ページをごらんください。表彰選考委員会を設置いたしまして、表彰選

考委員会において推薦書、予備審査会からの報告などにより表彰者の選考を行っております。なお、表彰者の人数は原則10名以下としております。

恐れ入ります、では議案にお戻りください。平成29年度の教員表彰につきましては、6月26日付けで各学校長に表彰候補者の推薦等を依頼してまいりました。小学校からは4名、中学校からは3名、特別支援学校からは1名、高等学校から1名の、合計9名の推薦がございました。

10月11日に予備審査会を経まして、10月20日に表彰選考委員会を開催いたしまして、学校長の推薦書、また客観的な資料といたしまして、研究紀要や学校内での取り組みの資料等を検討した結果、議案にございますように、小学校2名、中学校2名、特別支援学校1名の、計5名を表彰者として選考いたしました。

今回、この5名に対し、教育委員会より表彰状等の授与を行うものでございます。

また、表彰式及び発表会につきましては、12月26日の火曜日、午後3時から高津市民館にて行われます。発表会では、初任者研修の一環としておりますので、表彰された5名の教員の教育実践や取組内容についての報告を行います。

なお、このことにつきましては、教育だよりかわさき112号、2月発行予定でございますが、そちらに掲載し、広く市民に広報してまいります。

説明は以上でございます。御審議、お願いいたします。

#### 【渡邊教育長】

以上のとおりの説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。  
前田委員どうぞ。

#### 【前田委員】

10月11日に予備審査ということで、私がちょうど平成16年にこの制度を初めて、審査会をやったんですが、非常に思い入れもあるんです。大変応募も多くなっていると思うんですが、予備審査で、昨年も何人かが落ちておられたんですが、やっぱりこの予備審査で落ちてしまうという理由は、ある程度の実践があって推薦されたと思うんですが、もう一つ残念だなっていか惜しいなっていうことで予備審査で漏れてしまうというのはどういうところなんでしょうか、現在の審査で。

#### 【金子教職員人事課担当課長】

各学校の校長先生から御説明いただいておりますので、その実践等については確かなものではございますが、やはりその学校独自の実践という色合いが強かったり、やはり今回の教員表彰制度は、ほかの波及効果、全市に波及していくというところにも主眼を置いておりますので、そういう意味では、校内だけでとどまるような研究であったり、また研究者自体、推薦される先生方が学校でどれぐらいの御活躍をされているかというところも精査させていただきまして、その部分で、少し弱いというような部分については残念な結果になったということでございます。

#### 【前田委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

御質問がよろしいようでしたらば。

それでは、ただいまの議案第60号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第60号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

次は人事案件となりますので、教育委員、教育次長、総務部長、庶務課長を除きまして御退出をお願いいたします。

#### 議案第61号 人事について

池之上庶務課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第61号は原案のとおり可決された。

## 9 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして終了でございます。

お疲れさまでした。

(16時34分 閉会)